

公募型指名競争入札公告

次のとおり、公募型指名競争入札を実施する。

令和7年10月8日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 黒田 忠広

1 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 委託業務名 熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託

(2) 委託場所 熊本市東区月出3丁目1番100号地内

(3) 業務概要 設計委託 一式

「熊本県立大学新学部棟建設基本計画」に基づく基本設計及び実施設計に関する業務とする。また、詳細については、別紙の「熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託仕様書」等によるものとする。

(4) 履行期限 令和8年(2026年)11月30日まで

(5) 予定価格 174,896,700円(入札書比較価格 158,997,000円)

(6) その他

ア 本業務は、指定した期日までに参加表明書を提出した者のうち、指名された者が入札に参加できる公募型指名競争入札方式の入札である。

イ 本業務は、入札時に技術提案書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。なお、指定した期日までに、参加表明書、技術提案書等の提出がない者は入札してはならず、技術提案書等を提出せずに行った者の入札は無効とする。技術提案書が白紙の場合も提出がない場合と同じ扱いとする。

ウ この入札は、紙入札である。

エ この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。

2 入札・契約担当部局

公立大学法人熊本県立大学事務局総務課

〒862-8502

熊本市東区月出3丁目1番100号

TEL:096-383-2929

FAX:096-384-6765

e-mail zaimu@pu-kumamoto.ac.jp

URL <https://www.pu-kumamoto.ac.jp/>

3 応募資格

◆設計共同企業体の構成員の企業要件は、下表による。

共 通	(1) 公告日において熊本県設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。 (2) 「建築士法」(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (3) 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (4) 建築設計事務所2者で構成される設計共同企業体であること。 共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員として本業務に参加しないこと。 (5) 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、構成員間の調整を密に行うこと。 (6) 設計共同企業体の全ての構成員が、熊本県及び本学の指名停止処分を受けていないこと。 (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査を受け、競争入札参加者資格認定通知書を受けていること。公告日において熊本県設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること。 (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。) ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合を除く。 (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
代表構成員	(1) 共同企業体の代表者(以下、「代表構成員」という。)は、九州地域内に営業所(本店を含む。)を有する建築設計事務所であること。 (2) 共同企業体は2者で結成し、出資比率は50%を超え70%以下であること。 (3) 配置予定の技術者は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (4) 公告日以前10年以内(※1)に設計が完了した同種業務(※2)の実績を有すること。
代表者以外の構成員	(1) 共同企業体の代表者以外の構成員は、熊本県内に本店を有する建築設計事務所であること。 (2) 共同企業体は2者で結成し、出資比率は30%以上、50%未満であること。 (3) 配置予定の技術者は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (4) 公告日以前10年以内(※1)に設計が完了した建築物(用途は問わない。)の新築、増築又は改築に係る設計(実施設計業務を含む業務で単独又

	は構成員としての実績で、当該設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。)をした実績を有すること(ただし、日本国内の実績に限るものとする。))。
--	---

◆配置技術者の要件は次のとおりとする。

■各分担業務は、下表による。

分担業務分野	業 務 内 容
建 築	建築物の意匠に関する設計、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計
構 造	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備に関する設計
機械設備	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に関する設計

■各配置技術者の分担業務は、下表による。

各配置技術者	業 務 内 容
管理技術者	契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者。 1名とし、各分担業務分野の主任技術者を兼ねることはできない。
建築設備資格者	建築設備業務の管理及び統括を行う者。 1名とし、管理技術者又は各分担業務分野の主任技術者を兼ねることができる。
主任技術者	管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者。 分担業務分野ごとに1名とし、管理技術者及び各分担業務分野の主任技術者を兼ねることはできない。
担当技術者	管理技術者、主任技術者の下で、各分担業務分野を担当する者。

■各配置技術者の資格等要件は、下表による。

各配置技術者	資 格 等 要 件
管理技術者	(1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下、「一級建築士」という。)で、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者の組織に属していること。 (3) 公告日以前10年以内(※1)に設計が完了した類似業務(※3)の実績を有すること。
建築設備資格者	(1) 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士(以下、「設備設計一級建築士」という。)であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
建築主任技術者	(1) 一級建築士で、一級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
構造主任技術者	(1) 建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士(以下、「構造設計一級建築士」という。)であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
電気設備主任技術者	(1) 設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
機械設備主任技術者	(1) 設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
建築担当技術者	(1) 次のa又はbのいずれかに該当する者であること。 a 一級建築士で建築設計実務経験を有する者 b 上記aの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。

	(3) 建築分野の担当技術者は、建築主任技術者の所属に応じて次のとおり配置すること。 i 建築主任技術者が共同企業体の代表者の組織に属している場合は、共同企業体の代表者以外の構成員の組織に属する一級建築士を1名以上配置すること。 ii 建築主任技術者が共同企業体の代表者以外の構成員の組織に属している場合は、共同企業体の代表者の組織に属する一級建築士を1名以上配置すること。
構造担当技術者	次のa又はbのいずれかに該当する者であること。 a 構造設計一級建築士で構造設計の実務経験を有する者 b 上記aの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
電気設備担当技術者	次のa、b又はcのいずれかに該当する者であること。 a 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者 b 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者 c 上記a又はbの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
機械設備担当技術者	次のa、b又はcのいずれかに該当する者であること。 a 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者 b 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者 c 上記a又はbの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

◆失格

申請者が次の要件に該当する場合は、失格とする。

ア 募集要項に定めた資格・要件を備えていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- ※1 公告日以前10年以内とは、平成27年（2015年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの間とする。
- ※2 同種業務とは、大学（※4）の新築、増築又は改築に係る設計（実施設計業務を含む業務で単独又は代表構成員としての実績で、当該用途の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）をした実績を有すること（ただし、日本国内の実績に限るものとする。）。
- ※3 類似業務とは、学校等（※5）の新築、増築又は改築に係る設計（実施設計業務を含む業務で単独又は代表構成員としての実績で、当該用途の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）をした実績を有すること（ただし、日本国内の実績に限るものとする。）。
- ※4 大学とは、学校教育法第1条に規定する大学をいう。
- ※5 学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

4 業務受注者特定までの流れ

- (1) 上記3の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者の中から、提出された資料等の内容により一次審査通過者5者程度を選定する。一次審査通過者には、指名競争入札通知書を送付する。
- (3) 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で入札説明書2に示す総合評価に関する評価値が最も高い者を落札者とする。
- (4) 上記(3)の評価値が同点の場合には、技術評価点が高いものを落札者とする。
技術評価点も同点の場合には、「実施方針等、評価テーマについて」の評価点が高いものを落札者とするが、「実施方針等、評価テーマについて」の評価点も同点の場合には、「評価テーマ」、「実施方針、実施フロー、工程計画表」、「企業実績」、「管理技術者」、「建築主任技術者」の順に評価点が高いものを落札者とする。
なお、すべての評価点が高点の場合には、入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。
- (5) 落札者は、熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託公募型指名競争入札選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により決定する。また、その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により、協議の上決定する。

5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配布	令和7年(2025年)10月8日(水)から 令和7年(2025年)11月11日(火)まで	本学ホームページによる。
入札参加表明書及び入札参加資料等の資料の提出	令和7年(2025年)10月9日(木)から 令和7年(2025年)10月22日(水)まで	参加表明書の鑑文及び添付書類について、2の入札・契約担当部局に1部持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着) 併せて、参加表明書の鑑文の写しを電子メールにより送信すること。
質問書の提出	令和7年(2025年)10月9日(木)から 令和7年(2025年)10月29日(水)まで	2の入札・契約担当部局に持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着)
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から 令和7年(2025年)11月11日(火)まで	本学ホームページによる。
指名通知	令和7年(2025年)10月27日(月)まで	郵送による。
技術提案書等の資料提出	令和7年(2025年)10月28日(火)から 令和7年(2025年)11月7日(金)まで	2の入札・契約担当部局に持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着)
入札期間	令和7年(2025年)11月6日(木)から 令和7年(2025年)11月11日(火)まで	応札は3の入札・契約担当部局に持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着)
開札	令和7年(2025年)11月12日(水)10時から	2の入札・契約担当部局
落札者決定通知	令和7年(2025年)11月19日(水)(予定) (低入札価格調査が必要となった場合) 令和7年(2025年)12月3日(水)(予定)	郵送及び本学ホームページによる。
落札者とならなかった理由の説明要求期限	令和7年(2025年)11月26日(水)(予定) (低入札価格調査が必要となった場合) 令和7年(2025年)12月10日(水)(予定)	2の入札・契約担当部局 説明要求は持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着)
上記要求に対する回答期限	令和7年(2025年)12月3日(水)(予定) (低入札価格調査が必要となった場合) 令和7年(2025年)12月17日(水)(予定)	郵送による。

6 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 配付資料

- ①入札説明書
- ②入札説明書(様式)
- ③設計業務委託仕様書
- ④設計業務委託仕様書成果品リスト

イ 配付方法

本学ホームページにおいてダウンロードすること。

※「熊本県立大学新学部棟建設基本計画」についても、本学ホームページにおいてダウンロードすること。

ウ 配付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年11月11日(火)まで

※土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 質問書の受付及び回答

ア 受付期限：令和7年10月29日(水)午後5時まで

イ 受付場所：入札・契約担当部局

ウ 提出書類：質問書(別記様式第7号)

エ 提出方法：2の入札・契約担当部局に持参又は郵送(書留郵便)によること。(必着)

なお、電話での質問には応じない。

また、質問のない場合は、提出する必要はない。

オ 回答方法：質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から本学ホームページ上にて回答を公開する。

※技術提案書に関連する、又は関連すると思われる質問については、事務局の判断により回答しない。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間：令和7年10月9日（木）から令和7年10月22日（水）まで
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 受付場所：入札・契約担当部局

ウ 提出書類：参加表明書（別記様式第1－1号）、共同企業体構成員等届（別記様式第1－2号）及び委任状（別記様式第1－3号）、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び必要添付書類

エ 提出部数：各1部

オ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

(4) 参加資格確認結果通知書の交付

上記の（3）で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) 技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、指名通知書を送付する。

（令和7年10月27日（月）付けで郵送にて）

(6) 技術提案書の受付

ア 受付期間：令和7年10月28日（火）から令和7年11月7日（金）
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、入札辞退とする。

イ 受付場所：入札・契約担当部局

ウ 提出書類：技術提案書（別記様式第3号、別記様式第6－1号及び別記様式第6－2号）

エ 提出部数：別記様式第3号は、原本1部

別記様式第6－1号及び別記様式第6－2号は、原本1部、写し9部

（技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。）

※提出された技術提案書は、返却しない。

オ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

カ その他：原本は、ホッチキス留めせずに、クリップ等で留めること。

写しは、1部毎に左肩1箇所をホッチキスで留めること。

各ページに通し番号を振ること。

技術提案書は、用紙サイズにかかわらず折らずに提出すること。

(7) 入札書の提出

ア 提出期間：令和7年11月6日（木）から令和7年11月11日（火）
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに入札書が提出されない場合は、入札辞退とする。

※一度提出された入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。

※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出場所：入札・契約担当部局

ウ 提出書類：封かんした入札書を1部

エ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

(8) 入札参加を辞退する場合

指名通知書を交付された応募者が、以降の入札参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（別記様式第8号）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

6 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本入札への参加資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本入札に参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。

7 業務の契約

- (1) 本学は選定委員会が特定した入札説明書3に示す総合評価に関する評価値が最も高い者と契約を締結する。

ただし、評価値が最も高い者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次に評価値が高い者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。

- (2) 契約は、契約書を作成する。
- (3) 支払条項については、契約書に記載する。

8 留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、本学は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。
- (3) 本学は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (4) 提出書類は、選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 本学が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本学の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本学が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- (9) 本要領4の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。
- (10) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、本学が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (11) 業務委託における業務内容については、技術提案の内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (12) 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件に係る建設工事の入札に参加することはできない。

※資本関係とは、親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同

じ) の関係にある場合、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
※人的関係とは、一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び熊本県入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。